

指定訪問介護事業所及び指定介護予防型訪問サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光薫福祉会(以下、本会)が開設する指定訪問介護事業所及び指定介護予防型訪問サービス(以下、【指定訪問介護】という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の終了者(以下【訪問介護員等】と言う。)が、要介護状態又は要支援状態(以下、【要介護状態等】という。)に対して、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護介護員等は、要介護状態等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 光薫寺ビハーラヘルパーステーション
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田 5-7-2
- (3) 電話 092-691-8111

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- (2) サービス提供責任者 3名 【介護福祉士】

サービス提供責任者は、この事業に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防型訪問サービス計画の作成等を行なう。

- (3) 訪問介護員等

訪問介護員等 10名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8:30より午後17:30までとする。
- (3) サービス提供日 通年とする。
- (4) サービス提供時間 午前6:00より午後22:00までとする。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容及び利用料金等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法廷代理サービスであるときは、介護保険負担割証に応じた額とする。

- (1) 身体介護 入浴介護、清拭、洗髪、食事介助、排泄介助
 - (2) 生活援助 調理、衣類の洗濯、補正、居住等の掃除、整理整頓
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- (1) 事業所から、片道5km未満 400円
 - (2) 事業所から、片道5km未満 600円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時又は事故発生時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、福岡市東区、糟屋郡久山町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡柏原町、糟屋郡新宮町の区域とする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 本事業所の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修

等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用関係の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(感染症対策に関する事項)

第10条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する同行援護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員と雇用関係の内容とする。
- 4 事業所は他事業所に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章による利用者等並びにその家族に同意を得るものとする。
- 5 職員は、利用者等並びにその家族に寄付行為等の授受を禁止とする。

- 6 本事業は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置を講ずるものとする。
- 7 本事業は、自然災害の発生や感染症びまんの対策とし、業務を継続的に行うことが出来るよう、業務継続計画の策定を行う。
- 8 この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

この規程は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人光薫福祉会 指定同行援護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光薫福祉会(以下、本会)が開設する光薫寺ビハーラヘルパーステーション(以下【事業所】という。)において実施する障害者総合支援法に基づく同行援護(以下【同行援護】といふ。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用及び障がい児の保護者(以下【利用者等】といふ。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な同行援護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時ににおいて、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 同行援護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な同行援護の提供が出来るように努めるものとする。
- 3 同行援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業所その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下【法】といふ。)及び【福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例】(平成24年福岡市条例第57号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光薫寺ビハーラヘルパーステーション
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田 5-7-2
- (3) 電 話 092-691-8111

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (特別養護老人ホーム・デイサービス・ケアハウス)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。
- (2) サービス提供責任者 1名以上(介護福祉士)

サービス提供責任者は、同行援護計画書を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する同行援護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行なう。

- (3) 従業者 2名以上（サービス提供責任者を含み常勤換算後の人数2.5人以上）
従業者は、同行援護計画に基づき同行援護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8:30分より午後17:30までとする。
- (3) サービス提供日 通年とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前6:00より午後22:00までする。

(利用者から受領する費用の額等)

第6条 指定同行援護を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、法第29条第3項の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。
- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う同行援護に要した交通費は、その実費を徴収する。

(1) 事業所から、片道	5km未満	400円
(2) 事業所から、片道	5km以上	600円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対して交付する。

(緊急時における対応方法)

第7条 従業者は、同行援護の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、福岡市東区、糟屋郡久山町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡新宮町の区域とする。

第 9 条 事業所において同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 障がい児（児童福祉法に定める障がい児）
- (3) 難病等対象者(18歳未満の者を含む)

(同行援護の内容)

第 10 条 事業所で行う同行援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 同行援護計画の作成
- (2) 同行援護に関する内容
 - 外出時において当該障がい者等に同行し、以下の支援を行う。
 - ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援
(代筆・代読を含む)
 - ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の擁護
 - ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる擁護
- (3) 前項に附帯するその他必要な介護・相談・助言

(人権の擁護及び虐待の防止の為の措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の調整
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施
 - (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (6) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与える行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業所は、同行援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する同行援護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- 1 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員と雇用関係の内容とする。
- 4 事業所は他の障害がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章による利用者等並びにその家族に同意を得るものとする。
- 5 職員は、利用者等並びにその家族に寄付行為等の授受を禁止とする。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和5年8月1日から施行する。

この規程は令和6年10月1日から施行する。